

## 公民館使用料の還付について

公民館使用の取消しにかかる使用料の還付については、下記の要領で還付します。ただし、提出書類に不備があった場合や、期日までに提出されなかった場合は還付できませんので、ご注意ください。

### 1. 【使用者から使用の取消しの申し出があった場合】

既納の使用料の 5 割を還付します。次の受付期間内に必要書類を公民館へ提出してください。

#### ○還付申請受付期間

- ・ギャラリー及び展示室以外の各部屋は、使用予定日の 7 日前まで
- ・ギャラリー及び展示室の連日使用の場合は、使用予定日の属する月の 2 か月前まで
- ・ギャラリー及び展示室の 1 日使用の場合は、使用予定日の 20 日前まで
- ・ギャラリー及び展示室の時間帯使用の場合は、使用予定日の 7 日前まで
- ・受付期日が休館日に当たる場合は、その前日まで

### 2. 【使用者の責に帰すことができない理由により使用できなくなった場合】

既納の使用料の 10 割を還付します。教育委員会が別に定める受付期間内に、必要書類を公民館へ提出してください。

（例：池田市に特別警報・危険警報・暴風警報発表等による臨時休館の場合）

### 3. 還付方法

使用責任者の指定する金融機関口座に振込

※使用責任者以外の名義の口座に振り込む場合は、別に「委任状」が必要になります。  
公民館にお問い合わせください。

### 4. 還付申請に必要なもの

- ①公民館使用料還付申請兼請求書（様式第 5 号）
- ②公民館使用許可取下げ届出書（様式第 4 号）
- ③公民館使用許可書（様式第 2 号）
- ④領収書

#### 【提出・問合せ先】

池田市中央公民館

〒563-0055 池田市菅原町 1 番 1 号

電話：072-754-6299